

入札参加資格制限（指名停止）対象者情報

商号又は名称	代表者氏名	所在地	措置年月日	制限開始日	制限終了日	期間	制限理由	適用条項
株式会社志賀建設 法人番号:6380001011580	代表取締役 志賀 壽文	福島県石川郡石川町字 屋敷入63	令和6年6月17日	令和7年5月31日	令和7年7月11日	1か月2週間	令和3年6月30日、当該人が藤田・福浜大一・志賀特定建設工事共同企業体の構成員として施工中の県中建設事務所発注「道路橋りょう整備(再復)工事(トンネル)」(工事番号: 第18-41320-0275号)において、トンネル工事でコンクリートが固まるまでの間、型枠を支える構造物(セントル)の解体作業を行っている際、セントルの柱材が転倒し、作業員が負傷した。 この事故では、作業手順書と異なる手順・方法で、作業指揮者が指揮できない状況のまま作業を継続したこと、倒壊の危険が及ぼす恐れがある箇所に、作業員を立ち入れさせてしまったことなど、安全管理の措置が著しく不適切であったと判断される。 ※当該人については、「須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限」に関する要綱別表第2第7項(競売入札妨害又は談合)により、令和7年5月30日まで入札参加資格が制限されているため、今回の措置により令和7年5月31日から1か月2週間の制限が追加となる。	須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱 別表第1第8項 (工事関係者事故)